

# 玉名市新庁舎建設基本設計業務

## プロポーザル募集要領

平成19年7月

玉 名 市

# 玉名市新庁舎建設基本設計業務プロポーザル募集要領

## 1 目的

玉名市は、日常生活圏の拡大や住民ニーズの多様化、少子高齢化や厳しい財政状況など、近年の市町村を取り巻く社会情勢の変化に対応するために、平成17年10月3日、玉名市、玉名郡岱明町、同横島町及び同天水町が合併し誕生しました。

しかしながら、合併以降、新市の市役所本庁舎は、そのスペースの関係上、主要な本庁機能の一部を岱明総合支所に置かざるを得ず、駐車場の慢性的不足と、会議室、事務室などの狭あいさもさらに顕在化し、庁舎の機能と市民の利便性が低下していることは否めません。さらに、エレベーターやスロープなどバリアフリーへの対応不足も指摘されていますが、昭和34年に建設され老朽化が進む現庁舎では、改修などによる対応には困難な面が多くあります。これらは、合併協議の段階から問題視され、新庁舎の建設については「早期に候補地を選定し建設するものとする」ことで調印され、新市建設計画にも主要事業のひとつに位置付けられています。

そこで、これらの問題点を早急に解消し、組織の合理化と市民の利便性の向上を図るため、本年3月、新庁舎建設に係る基本構想を策定し、事業の推進を図っているところです。

ついては、新庁舎の基本設計に当たり、設計者の柔軟かつ高度な発想力・設計能力、豊富な経験等を求め、取組体制や業務実施方針及び実現性等を評価することにより、事業の目的及び内容に最も適した設計者を選定するプロポーザルを実施するものです。

## 2 プロポーザルの名称及び方式

- (1) 名称 玉名市新庁舎建設基本設計業務プロポーザル
- (2) 方式 公募型プロポーザル

## 3 主催及び事務局

- (1) 主 催 玉名市
- (2) 事務局 熊本県玉名市企画政策部政策推進課  
〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163  
電話番号(直通) 0968-75-1402  
F A X 0968-75-1166  
E-mail seisaku@city.tamana.lg.jp

## 4 計画の概要

- (1) 施設の名称 玉名市役所本庁舎
- (2) 建設予定地 熊本県玉名市岩崎(玉名市民会館付近)
- (3) 敷地面積 約27,000㎡
- (4) 延床面積 約11,000㎡
- (5) 構 造 鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造り

- |             |  |       |
|-------------|--|-------|
| (6) 駐車場収容台数 | 総台数  | 約700台 |
|             | 内訳 一般来庁者用  | 約240台 |
|             | 公用車用   | 約80台  |
|             | 職員用  | 約350台 |
|             | 議員用  | 約30台  |
| (7) 都市計画法   | 都市計画用途地域外（建ぺい率70% 容積率200%）   |       |
| (8) 周辺道路    | 敷地に隣接して市道立願寺横町線（幅員16m）が南北に、北側約600mには玉名バイパス、南側約600mには国道208号が東西に通っている。 |       |
| (9) 周辺環境等   | 敷地は、平坦であるが低湿地（現況：田）のためかさ上げが必要。周辺には、国の合同庁舎、県の地域振興局、市民会館等の公共施設が集約。     |       |
| (10) 概算工事費  | 約40億円（本体工事及び付帯工事を含む。消費税込み。）<br>用地取得費、造成費等は別途。                        |       |
| (11) 実施予定工程 | 基本設計：契約の日から平成20年3月まで（予定）   |       |
| (12) 案内図    | 別図1のとおり  |       |

## 5 選定方法

選定に係る審査は、市職員及び外部の専門家等で組織する玉名市新庁舎建設基本設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による二段階審査方式で行います。

### (1) 第一次審査

プロポーザルに係る参加表明書等を審査し、技術提案書等の提出を求める者（以下「ヒアリング要請者」という。）を6者程度選定します。

### (2) 第二次審査

ヒアリング要請者のうち技術提案書等を提出した者を対象としてヒアリングを行い、その評価得点に第一次審査での得点を加算し、最も高い得点を得た者（以下「受託予定者」という。）を選定します。

## 6 スケジュール

### (1) 「募集要領」等の請求受付期限及び「参加表明書等」の提出期限

平成19年7月18日（水）（郵送の場合は、提出期限日必着）

### (2) 「参加表明書等」及び「技術提案書等」の提出に係る「質問書」の受付期限

平成19年7月10日（火）（必着）

### (3) 「質問書」に対する回答期限

平成19年7月13日（金）

### (4) 第一次審査（ヒアリング要請者の選定）

平成19年7月25日（水）予定

### (5) 「技術提案書等」の提出期限

平成19年8月24日（金）（郵送の場合は、提出期限日必着）

### (6) 第二次審査（ヒアリング）

平成19年9月4日（火）予定（別途通知）

## 7 参加資格等

### (1) 参加資格要件（下記の全ての要件を満たすこと。）

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成19年度及び平成20年度入札参加資格審査申請書を玉名市に提出し、平成19年度及び平成20年度指名願受付一覧表に登録されていること。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受け、一級建築士が10人以上所属していること。

エ 平成10年度以降に完成した市町村の庁舎で延床面積5,000㎡以上の建築設計業務実績（設計中も含む。）を有する建築士事務所であること。

オ 玉名市工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成17年告示第103号。以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。

### (2) 「参加表明書等」の提出は、参加を表明する者の所属する一級建築士事務所で1提案のみとします。

### (3) 協力者（協力事務所）

「参加表明書等」を提出できる者は、本業務に関する専門分野（総括責任者及び意匠担当主任技術者を除く。）について、協力者（協力事務所）を加えることができます。ただし、この協力者（協力事務所）となった者及びその者の所属する一級建築士事務所は、(1)の資格要件に関わらず、本プロポーザルにおける参加資格を有せず、重ねて協力者（協力事務所）となることはできません。

## 8 参加表明等の手続

### (1) 資料の入手方法等

「玉名市新庁舎建設基本設計業務プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）、  
「玉名市新庁舎建設基本設計業務プロポーザル提出書類作成要領」及び「玉名市役所新庁舎建設基本構想」（以下「基本構想」という。）は、下記により入手してください。

#### ア 資料の備付場所

〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163

熊本県玉名市企画政策部政策推進課

電話番号（直通）0968-75-1402

FAX 0968-75-1166

E-mail seisaku@city.tamana.lg.jp

#### イ 資料の入手方法

上記ア（以下「事務局」という。）において配付するほか、「玉名市ホームページ（<http://www.city.tamana.lg.jp/>）」にも書式（ファイル）を掲載しますので、ダウンロードによる入手が可能です。

(2) 参加表明書等の提出

- ア 提出期限 平成19年7月18日(水)午後5時  
イ 提出場所 事務局  
ウ 提出方法 参加表明者の自己の責任において、持参又は簡易書留郵便とし、受付期限までに必着するようにしてください。

エ 提出書類及び提出部数

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (ア) 参加表明書(様式1)         | 1部 |
| (イ) 一級建築士事務所登録通知書の写し   | 1部 |
| (ウ) 主要業務等実績書(様式2)      | 8部 |
| (エ) 上記(ウ)に係る工事完了認定書の写し | 1部 |
| (オ) 総括責任者・主任技術者(様式3)   | 8部 |
| (カ) 技術者の資格及び人数(様式4)    | 8部 |
| (キ) 協力事務所及び関連業者(様式5)   | 1部 |

オ その他 参加表明書等を提出した者は、この募集要領に同意したものとみなします。

(3) 質問書の提出手続等

ア 質問書の提出場所及び方法

質問は、「質問書(様式6)」を用い、事務局にFAXまたはEメールで提出すること。ただし、提出する場合は、事務局に対して電話で着信の確認を行うこと。

イ 質問書の提出期限

平成19年7月10日(火)午後5時まで(必着)

ウ 回答期限及び回答方法

質問に対しては、平成19年7月13日(金)までに個別に回答するほか、全ての質疑回答を参加表明者全員にお知らせします。

9 第一次審査(ヒアリング要請者の選定)

(1) 期日 平成19年7月25日(水) 予定

(2) 評価基準

評価項目(配点)	評価事項
事務所の能力及び提案チームの能力  40点	・事務所としての業務実績 ・事務所としての受賞歴 ・総括責任者等の資格、経験 ・総括責任者等の実績、繁忙度

(3) 結果の通知及び公表

第一次審査の結果は、参加表明者全てに対し、書面によりその旨を通知するほか、「玉名市ホームページ(<http://www.city.tamana.lg.jp/>)」により公表します。

(4) 資料の提供

市長は、ヒアリング要請者に対して、技術提案書の作成に必要な資料を別途提供します。

## 10 技術提案書等の提出

- (1) 提出期限 平成19年8月24日(金)午後5時まで
- (2) 提出場所 事務局
- (3) 提出方法 ヒアリング要請者の自己の責任において、持参又は簡易書留郵便とし、受付期限までに必着するようにしてください。

### (4) 提出書類及び提出部数

ア 技術提案提出書(様式7)	1部
イ 技術提案書(様式8)	8部
ウ 取組体制説明書(様式9)	8部

### (5) 提案課題

技術提案書の作成にあたっては、別添の基本構想を踏まえ、以下の課題について提案してください。提案については、1者につき1案とします。

なお、当該課題に関連する内容であれば、新たな提案を盛り込むことも可能とします。

- ア 設計に当たっての実施方針(基本コンセプト)
- イ 敷地及び建築計画についての提案(簡易なイメージ図等で提示)
  - ・ゾーニング(歩道・車道・駐車場・広場・庁舎)及び動線計画 等
- ウ ユニバーサルデザインの推進、環境への配慮についての提案
  - ・ユニバーサルデザインの視点に立った設備
  - ・周辺環境への配慮、省エネルギー対策 等
- エ 建設コスト及びライフサイクルコストの低減についての提案
  - ・構造、工法、素材 等
  - ・設備機器及び外装材等の維持管理費 等
- オ 新庁舎周辺のまちづくりに対する提案
  - ・「玉名」らしいランドスケープ創出を先導する庁舎に対する提案 等
- カ 市庁舎の窓口空間に対する提案
  - ・利用しやすい窓口空間についての提案 等

### (6) その他

ア 本プロポーザルの目的は、優れた設計ができる設計者を選定することにあります。提案者は、本設計にあたっての考え方を「技術提案書(様式8)」に、文章で効率かつ簡潔・明瞭に表現してください。技術提案書はA3を使用し、4枚までにまとめてください。なお、文章を補完するための写真、イラスト、スケッチ、イメージ図は使用できませんが(着色、彩色可)、具体的な設計図、模型は使用できません。

イ 電送、電子媒体(FD、CD-R等)による提出は、受け付けません。

ウ 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限ります。

エ 提出期限後における提出書類の再提出及び修正は認めません。また、設計業務を行うこととなった場合、提出書類に記載された総括責任者及び主任技術者は、特別の理由があると玉名市が認めた場合を除き、変更することはできません。

## 1 1 第二次審査（ヒアリングの実施）

### （1）日程等

ア 期 日 平成19年9月4日（火）予定（別途通知）

イ 場 所 別途通知

ウ 集合時間 別途通知

### （2）評価基準

評価項目（配点）	評 価 事 項
提案チームの対応  60点	・ 業務実施方針の妥当性 ・ 提案の的確性、独創性、実現性 ・ 取組体制、取組意欲

### （3）受託予定者の決定

審査委員会は、第二次審査（ヒアリング）での得点に第一次審査の得点を加算し、最も高い得点の提案者（受託予定者）を1者選定します。

### （4）結果の公表

審査結果については、技術提案書を提出した者全てに文書で通知するほか、「玉名市ホームページ（<http://www.city.tamana.lg.jp/>）」により公表します。

### （5）ヒアリングの際の留意事項

ア ヒアリングの出席者は、自己の出席時間以外の入室（傍聴）は認められません。

イ ヒアリングの出席者は、それぞれ3名（提案チームの担当者）までとします。

ウ ヒアリングの内容は、「技術提案書（様式8）」及び「取組体制説明書（様式9）」の説明（プレゼンテーション）並びに審査委員からの質疑とします。

エ ヒアリング時の説明に際しては、提出した技術提案書等（拡大したもの又はプロジェクター等を使用し拡大映像での使用も可）のみを使用すること。ただし、提出した技術提案書等以外を拡大使用した場合は、失格となります。

オ 拡大映像で説明する際のパソコン及びプロジェクターについては各自で用意すること。事務局ではスクリーンのみ準備します。

## 1 2 報酬

本プロポーザルの参加報酬はありません。

## 1 3 設計等の委託

### （1）業務名 玉名市新庁舎建設基本設計業務

### （2）契約手続

玉名市は、審査会の結果、最も高い得点の提案者を受託予定者として基本設計業務の契約交渉を行うものとします。ただし、この交渉が不調となった場合及び当該受託予定者が施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当することとなった場合、又は指名等措置要領の規定に基づく指名停止を受けることとなった場合及びその他の理由で契約をできなかった場合は、審査会による評

価が次順位の者と交渉を行うものとします。

(3) 委託料

設計業務の委託料は、玉名市が定める予算額以内とします。

(4) 委託

ア 「技術提案書」等に記載された内容及びヒアリングの内容は、基本的に尊重しますが、本プロポーザルは、設計適格者を選定するものであることから、契約対象となる基本設計業務の内容は、玉名市と十分協議のうえで決定することとなります。

イ 委託範囲は、基本設計業務に加え土地収用法（昭和26年法律第219号）第18条に規定する事業認定に必要な申請書等の作成業務を含むものとし、履行期間は契約の日から平成20年3月までの予定とします。

ウ 本業務の実施にあたる総括責任者及び主任技術者は、原則として「総括責任者・主任技術者（様式3）」に記載された者とし、特別な理由があると認められた場合を除き、変更することはできません。

1.4 失格条項

提案書提出の要請を受けた者が次の条項のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- (1) この要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は事務局等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) 「技術提案書」を複数提出した場合
- (3) ヒアリング時に説明用の追加資料等を提出した場合
- (4) ヒアリング時に提案チームの担当者以外の者が出席した場合
- (5) 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- (6) その他審査委員会が不適格と認める場合

1.5 その他

- (1) 「技術提案書」等の作成・提出に要する費用は、提案書提出者の負担とします。
- (2) 提出された「技術提案書」等の知的所有権は提出者に所属しますが、玉名市は、選定作業等に必要な範囲において複製を作成します。
- (3) 提出された「技術提案書」等は返却しません。また、玉名市は、この書類（1部）を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とします。
- (4) 現地見学会は特に開催しません。なお、参加表明者が、現地見学あるいは調査を行う場合は、所有者及び近隣へ迷惑がかからないよう十分配慮してください。
- (5) ヒアリング要請者のうち「技術提案書」等を提出しなかった者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではありません。
- (6) 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けません。
- (7) 事務局における各手続きや問い合わせ等に可能な時間帯は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は事務を取扱いません。